

特約条項

(借入金の用途等)

第1条 乙は、この借入金を表面記載の借入条件(以下「借入条件」という。)に掲げる用途の財源として使用し、他に流用しないものとする。

2 乙は、この借入金を使用した場合には、その経理を明らかにしておくものとする。

(利率又は違約金の割合の変更)

第2条 乙は、借入条件に掲げる利率又は違約金の割合について、金融情勢に応じて甲が定める利率又は違約金の割合に変更されても異存ないものとする。

(繰上償還)

第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。

第4条 乙は、この借入金について、次の各号に掲げる理由がある場合には、甲から繰上償還を求められても異存ないものとする。

- (1) 借入条件及びこの特約条項を守らなかった場合
 - (2) 次条の定めによるこの借入金の借換えにより乙が貸付けを受けようとする普通地方長期資金等の起債について、所轄行政庁の同意若しくは許可若しくは所轄行政庁への届出(協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債に係るものに限る。以下同じ。)がない場合又は当該同意、許可若しくは届出の額がこの借入金の額に達しない場合
 - (3) この借入金の借入れの目的となった事業で所轄行政庁の免許、許可又は認可を要するものについて、その免許、許可又は認可が得られなかった場合
 - (4) 第12条の定めによる調査を拒み若しくは妨げ、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした場合
 - (5) 虚構の事実に基づいてこの借入金の借入れをしている場合
 - (6) この借入金の借入れ又は使用に関し法令若しくは慣習に違背し、又は著しく不当と認められる事実があった場合、その他この借入金について、甲が次条の定めによる借換えを不適当と認める金額がある場合
- 2 前項の定めにより繰上償還が行われる場合における償還期日は、甲が定めるものとする。
- 3 第1項の定めにより繰上償還が行われる場合において、乙は甲から加算金(貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額(乙が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額)を求められても異存ないものとする。

(長期資金への借換え)

第5条 乙は、前2条の定めにより繰上償還が行われる金額を除き、この借入金を普通地方長期資金等に借り換えるものとする。

- 2 前項の場合において、この借入金と借入条件を同じくする他の起債前貸等がある場合には、乙は、これらの起債前貸等の額を一括して借り換えるものとする。ただし、借換え後の借入条件を異にするものがある場合には、借換え後の借入条件を同じくするものごと一口として借り換えるものとする。
- 3 乙は、前2項の定めによる借換えをしようとする場合には、普通地方長期資金等の借入れの申込みの手続をするものとする。
- 4 乙は、借入条件に掲げる用途に係る事業が完成(甲において、当該事業が完成の域に達したものと認めた場合を含む。以下同じ。)した後でなければ、前項の定めによる普通地方長期資金等の借入申込みをすることができないものとする。

(借換えの日)

第6条 前条第1項及び第2項の定めにより、この借入金を普通地方長期資金等に借り換える日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める貸付期日内の日とし、乙が前条第3項の定めによる普通地方長期資金等の借入れの申込みの手続をした後、甲が定めるものとする。

- (1) 起債前貸等(次号に掲げるものを除く。) 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号。以下「省令」という。)第27条に定める貸付期日
 - (2) 省令第28条の2により翌年度に運用すると決定された普通地方長期資金等に係る起債前貸等 同条に定める貸付期日
- 2 乙は、前項第1号の貸付期日内に、この借入金の借入れの目的となった事業が完成しないこと又はこの借入金を普通地方長期資金等に借り換えることができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該貸付期日の延長について甲が定める期日までに省令第28条に定める財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書を提出するものとする。

(利子の支払)

第7条 この借入金の利子の支払期日は、前条第1項の定めによりこの借入金の普通地方長期資金等への借換えが行われる日(この借入金の全部の額について繰上償還が行われる場合にあっては、当該繰上償還が行われる日。以下同じ。)のほか、この借入金の借入れの日の翌日から当該借換えが行われる日までの間に 月 日及び 月 日がある場合又はこの借入金の一部の額について繰上償還が行われる場合には、当該 月 日及び 月 日又は当該一部の額の繰上償還が行われる日とする。

2 前項の各支払期日において支払うべき利子の額は、この借入金の借入れの日の翌日から当該各支払期日までの日数（当該各支払期日前に到来した支払期日がある場合には、当該各支払期日の直前の支払期日の翌日から当該各支払期日までの日数）に応じ、この借入金の額（当該各支払期日前にこの借入金の一部の額について繰上償還が行われている場合には、当該繰上償還が行われた後の借入金の額とする。以下この項において同じ。）に対し借入条件に掲げる利率を乗じて得た金額とする。ただし、期中利子にあっては、借入金の額に借入条件に掲げる利率の1/2を乗じて得た金額とする。

（違約金）

第8条 乙は、この借入金について、所定の期日までに元金の償還（次条第1項の定めに基づく相殺による償還を含む。以下この項において同じ。）又は利子若しくは加算金の支払をしなかった金額がある場合には、当該期日の翌日から償還又は支払をした日までの日数に応じ、当該償還又は支払をしなかった元金又は利子若しくは加算金の金額に対し、借入条件に掲げる違約金の割合を乗じて得た金額の違約金を甲に支払うものとする。ただし、災害その他の不可抗力により当該期日に償還又は支払をすることができなかったことについて甲の承認を得た場合には、当該承認に係る期間については違約金を支払うことを要せず、当該期間内に償還をしなかった元金の額に対して、借入条件に掲げる利率を乗じて得た金額の延滞利子を甲に支払うものとする。

（債務履行の方法）

第9条 この借入金のうち、第5条の定めにより借換えが行われる額と当該借換えにより乙が甲から貸付けを受ける普通地方長期資金等の額の間における対当額は、相殺により決済するものとする。

2 乙は、この借入金について前項の相殺をしてお甲に償還すべき元金の額がある場合における当該元金の額及び第3条又は第4条の定めにより繰上償還が行われる場合における当該繰上償還に係る元金の額にあっては、省令別紙第24号書式の財政融資資金貸付金元金払込書により償還をし、この借入金に係る利子、加算金又は違約金若しくは延滞利子にあっては、甲の発行する請求書類により支払うものとする。

3 乙は、この借入金の利子の支払をするのに必要な期間内に甲の発行する請求書類が到達しない場合又は甲の発行した請求書類により利子の支払をすることが債務の本旨に従った履行とならないと認められる場合は、所定の支払期日までに支払うことができるように、甲に当該請求書類の交付又はその記載事項の訂正を請求するものとする。

（債務引受）

第10条 乙は、この借入金の全部又は一部に係る債務を第三者に引き受けさせようとする場合には、当該第三者と連署のうえ、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の定めによる甲の承認を受けようとする場合には、前項の第三者がこの借入金に係る債務を引き受けることにより、借入条件及びこの特約条項に定める義務を負う旨を、当該第三者に確約させるものとする。

（取得財産に係る処分の制限等）

第11条 乙は、甲の承認を得ないでこの借入金により取得した財産（権利を含む。）の全部又は一部について、当該借入金の借入れの目的に反する使用、貸付け又は一切の処分行為（譲渡、交換、撤去又は担保権の設定その他一切の処分行為をいう。）をしてはならないものとする。

（調査及び報告）

第12条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、又は報告を求められても異存ないものとする。

（借入条件又は特約条項の改定）

第13条 借入条件又はこの特約条項が改定された場合には、乙は、その証として甲の指定する追証書を甲に提出するものとする。

備 考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 表面の金額欄は、チェックライターを用い、アラビア数字により円単位まで記入すること。ただし、チェックライターを用いない場合には、漢数字（ただし、「一」、「二」、「三」及び「十」の字体は、それぞれ「壹」、「弍」、「参」及び「拾」を用いる。）により記入すること。なお、「副記」の欄は、アラビア数字により記入すること（ただし、表面の金額欄をチェックライターを用いて記入した場合には、「副記」の欄の記入は要しない。）。

3 借入条件中「2 用途」の欄は、「何小学校改築事業」のように具体的に記入すること。